

提出期限（変更の届出及び介護給付費算定に係る体制等に関する届出書）

- 新加算以外の加算と同様です。
※下表は県指定サービス分についてのみ記載しています。

提出期日	対象事業者
算定を開始する月の前月 15 日 (例) 令和 6 年 8 月から算定を開始する場合 提出期日：令和 6 年 7 月 15 日	<ul style="list-style-type: none">● 居宅系サービス (下段に記載の一部居宅系サービスを除く)<ul style="list-style-type: none">➢ 訪問介護➢ (介護予防) 訪問入浴介護➢ 通所介護➢ (介護予防) 通所リハビリテーション※医療みなし
算定を開始する月の当月 1 日 (例) 令和 6 年 8 月から算定を開始する場合 提出期日：令和 6 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none">● 施設系サービス＋一部居宅系サービス<ul style="list-style-type: none">➢ 介護老人福祉施設➢ 介護老人保健施設➢ 介護医療院➢ (介護予防) 特定施設入居者生活介護➢ (介護予防) 短期入所生活介護➢ (介護予防) 短期入所療養介護➢ (介護予防) 通所リハビリテーション※施設みなし